



平成 26 年 11 月 28 日

各 位

会社名 西尾レントオール株式会社
代表者名 代表取締役社長 西尾 公志
(コード番号 9699 東証第一部)
問合せ先 常務取締役 新田 一三
本社管理部門管掌
(TEL. 06-6251-7302)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 11 月 28 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 12 月 19 日開催予定の第 56 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 社外取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、変更案第 28 条（社外取締役との責任限定契約）を新設するものであります。

なお、変更案第 28 条（社外取締役との責任限定契約）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(新 設)	<u>第 28 条（社外取締役との責任限定契約）</u> <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u>
第28条～第40条 (条文省略)	第29条～第41条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 26 年 12 月 19 日 (金)

定款変更の効力発生日 平成 26 年 12 月 19 日 (金)

以 上